

個人情報を取り扱う事業者の登録制度の廃止について

1 個人情報取扱業務登録制度の現状

(1) 個人情報取扱業務登録制度の概要

県では、平成5年10月1日の山梨県個人情報保護条例施行時において、事業者における個人情報の適切な取扱いを促進することを目的として、「個人情報取扱業務登録制度」を創設し、これまで運用してきた。

同制度は、事業者が自主的に個人情報を取り扱う業務の登録を行い、個人情報の利用目的など取扱いの概要を県民に明らかにすることにより、県民の不安感を軽減するとともに、事業者の個人情報の適正な取扱いを促すことを目的とし、県に登録した事業者に対しては、個人情報取扱業務登録済証を交付するものである。

平成5年当時は、事業者における個人情報の取扱いを規定した法律がなかったことから、個人情報取扱業務登録制度により、県民が事業者の自主的な個人情報保護の取組みを評価する機会を得ることとなり、県民と事業者との間で、事業者の個人情報の取扱いに関する社会的なルール化が図られることが期待されていた。

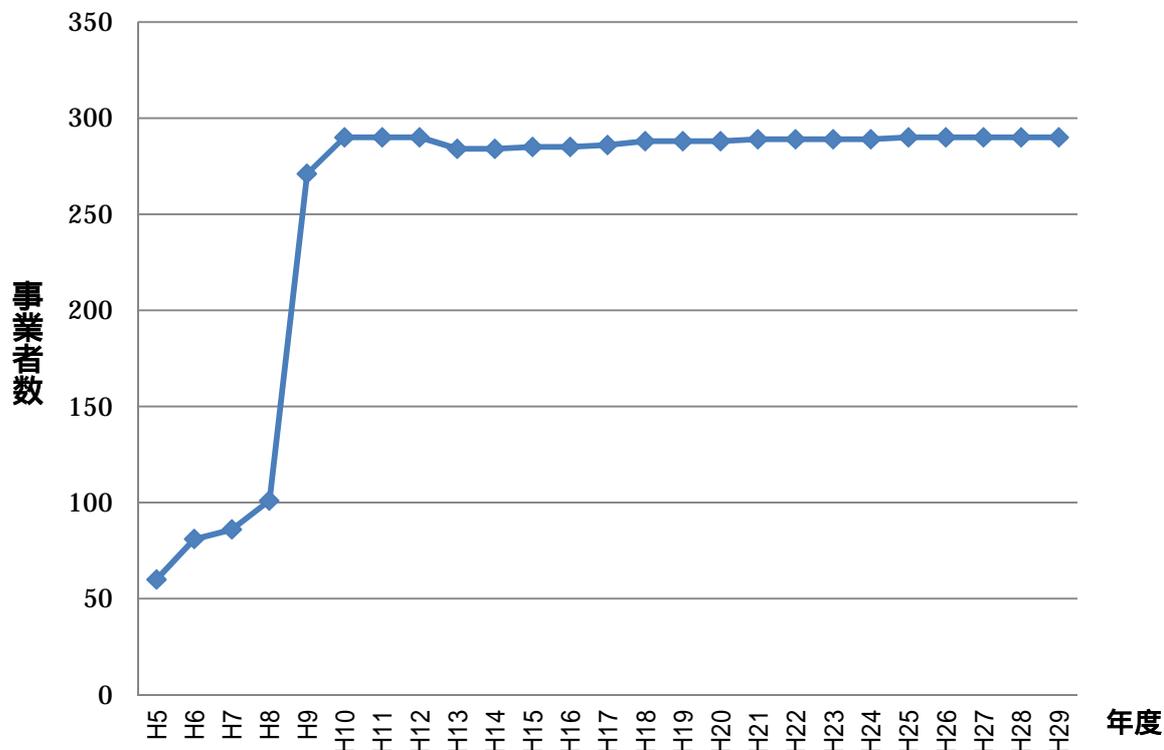
(2) 個人情報取扱業務登録制度の運用状況（山梨県）

登録事業者数及び登録業務数（平成29年6月1日時点）

- ・登録事業者数：290事業者
- ・登録業務数：843業務

* 平成19年度以降では、平成21年度に情報処理サービスで1件、平成25年度に医療関連サービスで1件、合計2件の新規登録があった。

登録数の推移



業種の分布

制度開始以来、今までに登録のあった事業者で特に件数が多いものとしては、「協同組合」「政治・経済・文化団体」「旅館業」が挙げられる。

制度の普及状況

個人情報取扱業務登録制度を実施しているのは、本県のみである（平成2年に同様の制度を創設した神奈川県は、平成26年に廃止）。

2 個人情報取扱業務登録制度を取り巻く環境の変化

(1) 個人情報保護法の制定及び改正

個人情報保護に関する基本理念とともに民間事業者の義務等を定めた個人情報保護法が平成15年に制定され、平成17年に全面施行された。

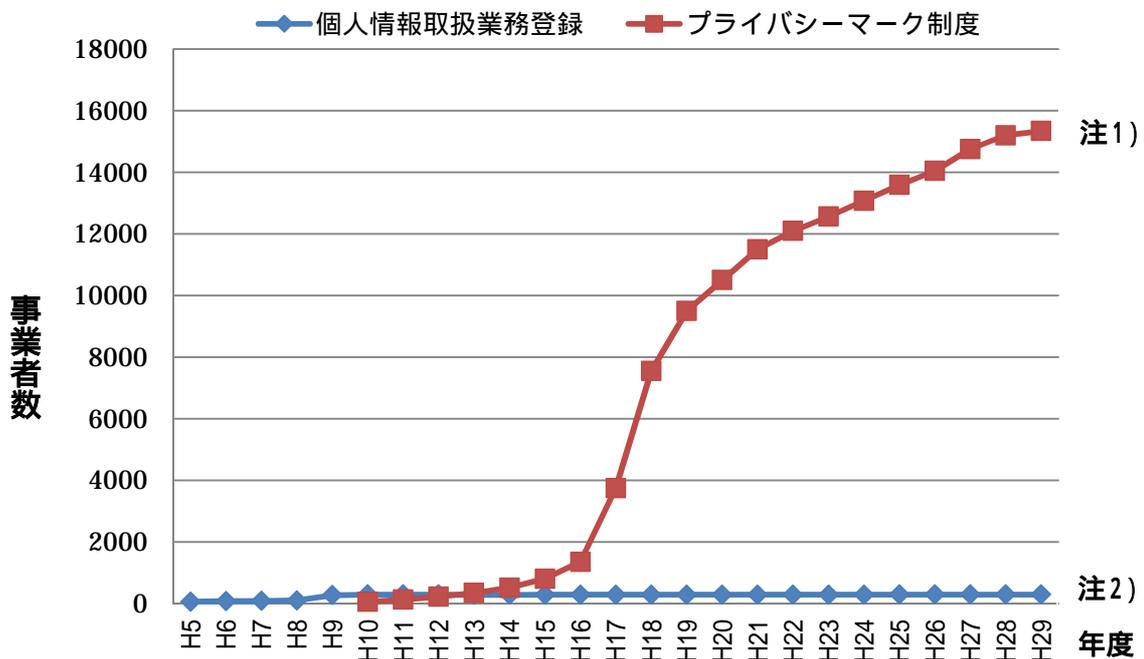
個人情報保護法により、5,000人分を超える個人情報を事業活動に利用している事業者には義務が課されることとなった。また、各省庁が所管する事業分野ごとに個人情報の適正な取扱いの具体的な内容を示したガイドラインが整備改善された。

平成27年の個人情報保護法の改正（平成29年5月30日施行）により、上記の5,000人分の要件が撤廃され、5,000人分以下の個人情報を事業活動に利用している事業者に対しても義務が課されることとなった。

このように、個人情報保護法の制定及び改正により事業者における個人情報の取扱いについて社会的なルール化が行われており、これを目的として導入された個人情報取扱業務登録制度についても、当初の目的を達成したと考えられる。

(2) 第三者認証制度であるプライバシーマーク制度の普及

登録状況の推移



注1) 平成29年6月13日現在のプライバシーマーク付与法人数(15,344社、うち山梨県は27社)

注2) 平成29年6月13日現在の登録事業者数(290事業者)

個人情報取扱業務登録制度とプライバシーマーク制度の比較

	個人情報取扱業務登録制度	プライバシーマーク制度
実施主体	山梨県	一般財団法人日本情報経済社会推進協会
開始年月	平成5年10月	平成10年4月
登録数	290事業者（H29.6.13時点）	15,344事業者（H29.6.13時点）
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度ではない * 個人情報の取扱いが著しく不適正である場合を除き、誰でも登録できる。実態審査も、更新もない制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証制度 * 個人情報の取扱いが基準に適合するかについて現地審査を含めて客観的評価を行い、認証する制度。個人情報保護法の関連法令の適合も審査基準。2年ごとに更新。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が認証するプライバシーマーク制度の利用事業者が、平成17年の個人情報保護法の全面施行を契機に大幅に増加した。

本県の個人情報取扱業務登録制度は、著しく不適正な個人情報の取扱いをしている事業者を除き、登録を希望する事業者は誰でも登録できる制度となっている。一定の水準を満たしたことを認証する制度ではなく、形式的な書面審査を行うのみで、現地の実態調査もなく、定期的な更新もない。

一方で、プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001:2006 個人情報マネジメントシステム - 要求事項」に適合して、個人情報について適切な保護措置を講じる体制を整備・運用している事業者を認証する制度であり、プライバシーマーク付与の有効期間は2年間（更新制）で、現地実態調査による審査を伴うものとなっている。

個人情報取扱業務登録制度については、プライバシーマーク制度と同様に実態審査を伴った更新制の第三者認証制度である、との誤解を県民に与えるおそれがあるため、今後維持すべきではないと考える。

3 個人情報取扱業務登録制度の廃止と今後の予定（案）

9月議会において条例改正の議案を上程し、本登録制度を廃止する（条例第50条～第54条の削除）。

改正条例の施行までに、本登録制度廃止の周知や個人情報取扱業務登録済証の回収を行う。